

デ マ ン ド 契 約
(選 択 約 款)

令和元年10月1日

館林瓦斯株式会社

目 次

1. 適 用	1
2. 選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	1
5. 契約の締結	1
6. 使用量の算定	2
7. 料 金	2
8. 需給契約の補償料	2
9. 名義の変更	3
10. 契約の変更又は解約	3
11. 契約中途解約時における補償料	3
12. 本支管工事費の精算	3
13. 緊急時調整時の措置	3
14. 単位料金の調整	4
15. その他	5
(付 則)	
実施の期日	5
(別 表)	
1. 料金及び消費税等相当額の算定方法	5
2. 料金表1 (デマンド契約第一種)	6
3. 料金表2 (デマンド契約第二種)	6

1. 適用

この選択約款は、この選択約款の適用条件を満たすお客さまが、適用を申し込み、当社が承諾したときに適用いたします。

2. 選択約款の変更

当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合、ガス料金その他の供給条件は変更後の選択約款によるものとします。

3. 用語の定義

- (1) 「契約最大時間流量」とは、契約で定める1年間を通じて1時間あたりの最大の使用量をいいます（小数点以下切捨て）。
- (2) 「契約月別使用量」とは、契約開始使用月から終了使用月までの契約で定める月別使用予定量をいいます。
- (3) 「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量をいいます。
- (4) 「契約月平均使用量」とは、契約年間使用量を12で除した量をいいます。
- (5) 「最大需要期」とは、12月使用分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から3月使用分（2月検針日の翌日から3月検針日まで）までの4か月間をいいます。
- (6) 「契約年間負荷率」とは、次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示します（小数点以下切捨て）。

$$\text{契約年間負荷率} = \frac{\text{年間の1か月あたり平均契約使用量}}{\text{最大需要期の1か月あたり平均契約使用量}} \times 100$$

- (7) 「契約最大時間流量倍率」とは、契約年間使用量を契約最大時間流量で除したものをいいます（小数点以下切捨て）。
- (8) 「消費税等相当額」とは、消費税法に基づき消費税が課される金額に、消費税法に基づく税率を乗じて得た金額、及び地方税法に基づき地方消費税が課される金額に、地方税法に基づく税率を乗じて得た金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。
- (9) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に、地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。

4. 適用条件

お客さまは、次のすべての条件を満たす場合には、当社に対してこの選択約款の適用を申し込むことができます。

- (1) 契約最大時間流量が6立方メートル以上であること。
- (2) 契約最大時間流量倍率が500倍以上、又は契約年間負荷率が65パーセント以上であること。
- (3) 契約月平均使用量が875立方メートル以上であること。
- (4) 不測の需給逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整（供給の制限又は中止）に応じられる需要であること。

5. 契約の締結

- (1) この選択約款に基づく契約の締結を希望されるお客さまは、当社と協議のうえ、適用す

る料金その他の供給条件を定めたデマンド契約第一種、デマンド契約第二種いずれかを当社に申し込んでいただきます。

- (2) お客さまは、新たにこの選択約款に基づきガスの使用を申し込む場合又はその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社に対し年間のガス使用計画を提示するものとし、当社はその使用計画に基づき、機器の規模、同一業種の負荷実態、過去の業績等を参考にして、お客さまとの協議によって次の契約使用量を定めるものいたします。

- ①契約最大時間流量
- ②契約年間使用量
- ③契約月平均使用量
- ④契約月別使用量

- (3) 契約期間は原則として1年間とし、需給契約書に定めます。ただし、契約期間満了時において当社と使用者の双方が契約内容について異議のない場合には、契約はさらに1年間延長するものとし、以後これにならうものいたします。

6. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前月の検針日及び当該月の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

ただし、当該月の検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、当該月の検針日及び解約を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。

最大時間流量は、原則として負荷計測器により算定いたします。（負荷計測器本体は当社負担とし、消費税等相当額を含む取付関係工事費は使用者負担といたします。）

なお、負荷計測器故障の場合には、当社とお客さまの協議によってその月における最大時間流量を算定いたします。

7. 料 金

- (1) 当社は、料金の支払が、支払義務発生の日の翌日から起算して25日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合は、別表1により算定されたもの（以下「早収料金」といい消費税等相当額を含みます。）を、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といい消費税等相当額を含みます。）を料金として支払っていただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。
- (2) 当社は、デマンド契約第一種には別表の料金表1を、デマンド契約第二種には別表の料金表2を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。
- (3) お客さまの都合や契約違反により本契約を契約期間中に解消した場合、又はガスの使用を一時停止した場合、その基本料金は(2)に基づく1か月あたりの基本料金全額とし、従量料金は(2)の従量料金に準じて算定いたします。

8. 需給契約の補償料

需給契約に関する補償料は、年間負荷率未達補償料とし、当社は当該補償料（消費税等相当額を含みます。）を、原則として契約期間満了の日が属する月の翌月に申し受けるものいたします。

なお、補償料計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。

*年間負荷率未達補償料

お客さまの実績年間負荷率〔（年間の1か月あたり平均実績使用量／最大需要期の1か月あたり平均使用量）×100をいいます（小数点以下切捨て）。〕が65パーセント未満の場合には、当社がやむをえないと判断した場合を除き、次の算式によって算定する金額を限度とし、年間負荷率未達補償料といたします。

$$\text{年間負荷率未達補償料} = \left(\begin{array}{l} \text{当該契約期間における} \\ \text{実績月間使用量および} \\ \text{各月の単位料金にもと} \\ \text{づいて算定した小売契} \\ \text{約料金（早収料金）相} \\ \text{当額の合計額} \end{array} \right) \times 1.03 - \left(\begin{array}{l} \text{当該契約期間における} \\ \text{月間実績使用量および} \\ \text{各月の単位料金にもと} \\ \text{づいて算定したデマ} \\ \text{ンド契約料金（早収料} \\ \text{金）相当額の合計額} \end{array} \right)$$

9. 名義の変更

お客さま又は当社が契約期間中に第三者と合併し、又はその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、使用者又は当社はこの契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

10. 契約の変更又は解約

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、もしくは2（2）によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更又は解約することができるものといたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、又はお客さまに契約違反があった場合（4の適用条件を満たさなくなった場合及び8の補償料の対象に繰り返し該当している場合を含む）には契約期間中であっても、相互に契約を解約できるものといたします。

11. 契約中途解約時における補償料

契約期間中において生じた契約の解約が、10（1）の規定によるものであって当社がやむをえないと判断した場合以外、もしくは10（2）の規定によるものであってお客さまの契約違反のみによる場合には、当社は、次のとおり契約中途解約精算額を原則として解約の日が属する月に申し受けます。なお、精算額計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。

$$\text{契約中途解約補償料} = \left(\begin{array}{l} \text{解約日までの各月の実績使用量及び} \\ \text{各月の単位料金に基づいて算定し} \\ \text{た、ガス小売供給約款に規定する料} \\ \text{金相当額の合計額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{本選択約款に} \\ \text{規定する解約} \\ \text{日までの料金} \\ \text{の合計額} \end{array} \right)$$

12. 本支管工事費の精算

本支管工事を伴う新增設後1年未満の契約期間中において契約を解約するとともにガスの使用を廃止する場合には、当社は、原則としてその本支管の新增設工事に係る当社負担額（消費税相当額を含みます。）を全額申し受けます。

13. 緊急調整時の措置

一般需要に先立って緊急調整に応じていただいた場合には、別表の料金表1、料金表の基本

料金を次の算式によって割引いたします。

$$\begin{aligned} (1) \quad & \begin{array}{l} \text{定額基本料金} \\ \text{割引額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{定額基本} \\ \text{料金} \end{array} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{1 \text{ 時間あたりの平均調整量}}{\text{契約最大時間流量}} \\ (2) \quad & \begin{array}{l} \text{流量基本料金} \\ \text{割引額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{流量基本} \\ \text{料金単価} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{契約最大} \\ \text{時間流量} \end{array} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \\ & \times \frac{1 \text{ 時間あたりの平均調整量}}{\text{契約最大時間流量}} \end{aligned}$$

1 4. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2) ②により算定した平均原料価格が(2) ①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算定式により別表の各料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表1(2)のとおりといたします。

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金(1立方メートルあたり)

$$= \text{基準単位料金} + 0.066 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率})$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金(1立方メートルあたり)

$$= \text{基準単位料金} - 0.066 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記の算定式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。

(2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格(トンあたり)

37,710円

② 平均原料価格(トンあたり)

別表1(2)に定められた各3か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトンあたりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。)及びトンあたりLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算定式)

平均原料価格

$$= \text{トンあたりLNG平均価格} \times 0.9771$$

$$+ \text{トンあたりLPG平均価格} \times 0.0474$$

(備考)

トンあたりLNG平均価格及びトンあたりLPG平均価格は、当社窓口に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算定式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算定式)

イ. 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ. 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

15. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

付 則

本選択約款の実施期日

本選択約款は、令和元年10月1日から実施いたします。

(別 表)

1. 料金及び消費税等相当額の算定方法

(1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金又は14の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。基本料金は、定額基本料金と流量基本料金の合計といたします。流量基本料金は流量基本料金単価に契約最大時間流量を乗じた額といたします。

(2) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (3) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切り捨て)
- ①早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷(1+消費税率)
- ②遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷(1+消費税率)

2. 料金表1

デマンド契約第一種(契約年間使用量 50,000 m³以上)

(1) 基本料金

①定額基本料金

1か月につき	22,770.00円
--------	------------

②流量基本料金単価

1立方メートルにつき	286.00円
------------	---------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	86.30円
------------	--------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに14の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

3. 料金表2

デマンド契約第二種(契約年間使用量 10,500 m³以上)

(1) 基本料金

①定額基本料金

1か月につき	12,100.00円
--------	------------

②流量基本料金単価

1立方メートルにつき	286.00円
------------	---------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	94.11円
------------	--------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに14の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。